

山形県住生活基本計画（案）に対するご意見の概要及び県の考え方

1 意見の募集時期 令和4年1月31日から令和4年2月25日まで

2 提出された意見の件数 26件

3. ご意見の概要と県の考え方

(1) 本文への質問 4件

御意見の概要	県の考え方
<p>○(1)現状と課題②世帯構成の変化v 「高齢者の居住ニーズは多岐にわたるため、現在の住宅で安全で安心して暮らし続ける環境整備のほか、介護サービス付きの住宅など、希望する住まいで暮らせる環境の整備が必要です。」と記載されているが、住宅施策の基本的な方針に、その対応策について記載がない。このことは、7ページに「人口減少社会においても、地域の活力を維持し、すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境を実現します。」と記載されていることに包括されていると考えてよいか。</p>	<p>ご意見のとおり、(3)基本方針で「人口減少社会においても、地域の活力を維持し、すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境を実現します。」とすべての県民について包括しています。</p> <p>また、目標3の「ii身体的な負担が少ない居住環境の整備」で、高齢者をはじめ住み手の居住環境整備を記載しています。</p>
<p>○⑩県産木材利用の伸び悩み ii 「出荷量が大きくは増加していないことから、利用拡大が十分に進んでいる状態とは言えません。」とあるが、どういう状況なのか。 利用拡大については、どういう状況になると「十分」なのか。具体のデータを示しながら記載すると理解が進む。</p>	<p>県産木材全体の出荷量は平成27年度から令和2年度までで増加しています。 (H27:36.2万m³→R2:54.9万m³)</p> <p>一方、建材としての出荷量は木材全体の出荷量の伸びと比べると微増となっています。 (H27:23.6万m³→R2:25.8万m³)</p> <p>建材としての出荷量の増加が利用拡大につながると考えます。</p>
<p>○主要な施策と成果指標 目標4【若者・子育て】 若者のライフスタイルやニーズに合った居住環境の整備、空き家等を活用したシェアハウスや子育て世帯向けの賃貸住宅の供給といった内容も施策として位置づけている。 一方で、目標4の成果指標は「子育て世帯等の持家の割合を増やす」となっているが、持家率を伸ばせば、賃貸住宅等の割合は減ることになる。持ち家、賃貸のどちらに力点を置いているのか</p>	<p>住宅と住み手のライフスタイルやライフステージは密接に関係しており、住み手の数だけ居住環境も多様化しています。 持ち家、賃貸どちらかに力点を置くというのではなく、住宅を求める際に、住み手の状況に合った居住環境を選択できるようにすることが必要と考えます。</p>

<p>○目標 8【産業振興】</p> <p>成果指標に「リフォーム市場」が位置づけられ、具体的な数値（484 億円、R2）が示されている。県内のリフォーム市場の動向はどうなっているのか。</p> <p>その際、基準値の推計方法も示していただきたい。</p>	<p>平成 29 年度～令和元年度までは横ばい傾向でしたが、令和 2 年度はコロナウイルス感染症の影響により、減少しております。（令和 3 年度の数値はまだ公表されておられません。）</p> <p>基準値は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理センターで集計した「都道府県別の住宅リフォーム市場規模の試算」を基に算出しています。</p>
--	--

(2) 本文への意見 6 件

御意見の概要	県の考え方
<p>○根拠法令の記載</p> <p>本文概要に記載のある、本計画の目的・根拠法を記載する必要はないか。</p> <p>また、本計画の上位計画との位置付けを項目として設ける必要はないのか。</p>	<p>都道府県計画は、全国計画に即して定めることが住生活基本法に明示されていますので、本文中に記述する必要はないと考えます。</p>
<p>○全体構成</p> <p>「現状と課題」→「本県の特徴」→「基本方針」→「基本目標」→「主要な施策」の流れで構成されているが、「基本目標」は計画全体に係る大きな考え方を示す部分であり、基本方針の前に位置づけるべきもの。ただし、当計画（案）の「基本目標」の内容をみると、基本方針に基づく 9 つの「目標」について記載しているので国の住生活基本計画（全国計画）にならって「(3) 基本方針」「(4) 9 つの目標」と整理してはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、見出しについては「(3) 基本方針」、「(4) 9 つの目標」と整理します。</p>
<p>○(1)現状と課題①人口減少の進行iii</p> <p>「若者の県内定住が進んでいない状況」、「高齢者世帯の多くは・・・」というように、幅のある表現がある。いつ時点に比べ増えた・減った、〇〇に比べ多い・少ないというように、基準を示しながら最新のデータがどうなっているのかを記載すると分かりやすい。</p>	<p>ご指摘の箇所については、本文を修正し、根拠となるデータを附記します。</p>

<p>○(3)基本方針</p> <p>「未来像」として4つ示されているが、その後の6つの「基本方針」の各項目とどのように関係してくるのか。未来像の記載の順番に沿って、基本方針の項目が記載されていない、各項目のつながりが分かりづらい。</p>	<p>住まいの未来像は、基本方針をまとめた住宅の理想像として掲げたものです。ご意見のとおり基本方針の順番とは異なりますが、住まいの未来像をわかりやすく説明する順番と考えますので、このままの記載とさせていただきます。</p>
<p>○(4)基本目標</p> <p>9つの目標を3つの視点「居住者の視点」「地域づくりの視点」「産業の視点」で整理しているが、例えば、「省エネ・カーボンニュートラル」については、地域での木質バイオマスによる熱供給事業の取組みや、効率的な省エネ技術の開発などとも関連してくる。</p> <p>3つの視点が、相互に関連し合い、それぞれの目標に影響していくと考えるので、3つの視点と9つの目標の関係性の整理が必要。</p>	<p>ご意見のとおり、「3つの視点」と「9つの目標」はそれぞれ相互に関連しているものですが、本計画をわかりやすくご理解いただけるよう、それぞれの「視点」別に関連性が最も深いと思われる「目標」をまとめました。</p>
<p>○主要な施策と成果指標</p> <p>それぞれの成果指標について、「基準値」について出典を明示する。目標値の考え方について記載が必要。</p>	<p>基準値の出典及び目標値の考え方については、資料編に追加させていただきます。</p>

(3) 施策への意見 16件

御意見の概要	県の考え方
<p>○(1)現状と課題</p> <p>③「コロナ禍」を契機とした社会の変化、住まい方の変化</p> <p>コロナ禍により、テレワーク等の多様な働き方が定着している。それに応じて、消費者の住まい方への関心も変化してきている。</p> <p>地方への移住や二地域居住の意識が高まり、首都圏近郊の県では、東京からの転入者が増えている。その流れを本県に呼び込むためにも、移住者、Uターン者向けの住まいに係る情報提供や、空き家のリフォーム支援などについて、もっと積極的に展開すべき。</p>	<p>ご意見のとおりです。各関係部局と連携しながら積極的に施策を展開して参ります。</p>

<p>○目標5【雪対策】</p> <p>地域づくりの視点で、「総合的な雪対策」を位置づけているので、例えば、地域で取り組む共同の除排雪作業への支援や、雪下ろしや除雪時の事故の防止といった施策などがあると良い。</p>	<p>雪対策については、「山形県雪対策基本計画（第4次）」及び、「山形県雪対策アクションプラン」を策定していますので、関係部局と連携しながら進めて参ります。</p>
<p>目標1【省エネ・カーボンニュートラル】について</p> <p>○「やまがた健康住宅」、「やまがた健康リボン住宅」（後述）の設計、施工を行う事業者を、県のHPなどで県民に広く周知する。</p> <p>○県と金融機関の連携により、太陽光発電設備を導入しZEH基準を満たす住宅の設備導入の掛かり増し費用に対して、融資枠を別枠で設定する。</p> <p>○令和3年度やまがたの家需要創出事業（利子補給制度）で「やまがた健康住宅型」と県産木材多用型が一つの枠の中に入っているため、建設する住宅が「やまがた健康住宅」の基準を満たしていても、あえて認証を受ける必要がなくなる。「やまがた健康住宅型」は別枠で設け、補正予算を付けるなどして募集戸数の上限や募集期間の期限を定めず、年中いつでも申請できるようにする。</p> <p>○気密測定費用、断熱材、サッシ等の費用がかさむため、断熱レベルごとに、等級Ⅲ（☆）10万円、等級Ⅱ（☆☆）30万円、等級Ⅰ（☆☆☆）50万円のように定額の補助金額を上乗せする。</p> <p>○太陽光発電設備を導入し、国のZEH基準を満たしている住宅に対して、県独自の認証規定を設ける。</p> <p>○「やまがた健康住宅」に住んで得られる健康面、経済的利益を掲載したパンフレットを作成する。</p>	<p>いただいたご意見は、本計画に基づいて実施する個別の取組み、事業の内容、進め方に関するものと受け止めました。</p> <p>「やまがた健康住宅」は、本県でも、住宅分野における省エネ・カーボンニュートラルに資するものとして、強力に進めてまいりたいと考えていますので、今後の施策を検討するうえで参考にさせていただきます。</p>

○（設計事務所や施工事業者が消費者に対し）
「やまがた健康住宅」のメリットの伝え方研修会を開催する。研修を通して自社の特徴・強み・弱みなどを顕在化し、見直すきっかけとする。

目標 8 【産業振興】

○「やまがた健康住宅」のロゴマークを設定し、認証を受けた設計事務所、施工事業者のみが使用できるようにする。

○施工の疑問点を問合せできる窓口を設け、場合によっては現場で指導できる体制を整える。

○「やまがた健康住宅認定証」をデザインし、印刷する紙質を上質なものにする。

○現状では UA 値と C 値の基準しかないが、省エネ設備の性能向上を評価するため、一次エネルギー消費量についても基準を定めるべき。

国の ZEH で設計一次エネルギー消費量が基準に対して 20%削減するとしているので、その水準を義務化すべきと考える。

○既存住宅の改修について、県独自の改修基準を新たに策定する。（以下「やまがた健康リボーン住宅」基準とする。）

○「やまがた健康リボーン住宅」基準を満たす改修住宅へ助成を行う。

○県による県内の設計者・施行者を対象とした認定基準の説明会や、設計・施工技術研修会を開催し、研修後の考査に合格した技術者の所属する事業者が設計・施工を行うことを認定の要件とする。